

令和6年度無料法律相談

■場 所 玉名市福祉センター 心配ごと相談室（玉名市岩崎88-4）

■開催時間 14時00分から16時00分まで（2時間）

■相談時間 一組30分となります。

①14:00～14:30 ②14:30～15:00 ③15:00～15:30 ④15:30～16:00

※一日4組までとなります。

■受 付 事前の予約が必要です

予約電話 0968-71-0080

〈利用制限〉年度内1回のみ利用となります。

■実施日

実施日
令和6年 4月18日（木）
5月16日（木）
6月20日（木）
7月18日（木）
8月15日（木）
9月19日（木）
10月17日（木）
11月21日（木）
12月19日（木）
令和7年 1月16日（木）
2月20日（木）
※3月19日（水）

※3月20日は祝日にあたるため
前日開催となります。

やむを得ず予定の実施日を変更することがあります。

■備 考

「利用にあたっての注意事項」をよくお読みいただき申込みをお願いします。

無料法律相談ご利用にあたっての注意事項

下記の内容についてご理解ご了承をお願いします。

- ご相談内容について法律上どんな問題があるのか、どのような手段があるのか等についてアドバイスをするものであり、問題解決を図る場ではありません。
- すでに弁護士に相談しているものや裁判所で係争中の事件は受け付けできません。
- 具体的な問題や紛争ごとではなく、抽象的または学問的な興味等で相談することはご遠慮ください。
- 対象者は玉名市市内にお住いの方です。
- 相談時間は、相談者1組につき30分以内です。限られた時間のため、お聴きになりたい内容を事前にまとめておいていただき、相談内容に関係する書類等があればご持参ください。
- 相談内容を録音・録画することはできません。ただし、メモを取っていただくことは可能です。
- 担当した弁護士に、直接問題の解決や具体的な仕事を依頼することはできません。
- 相談内容と担当した弁護士とが、利益相反につながると判断される場合は、相談者の利益を保護し、公平な回答を確保するため、相談をお断りさせていただきます。また、途中でも相談を中止させていただきます。
- 利用回数は年度内（今年4月1日から翌年3月31日まで）につき、1回のみです。
- 無断欠席や繰り返しのキャンセル、職員の指示に従わないなど、他の市民の利用に支障が生じると判断した場合、次回からの相談予約をお断りすることがあります。また、一人でも多くの市民が利用できるよう、同じ相談内容について何度も利用することはお控えください。
- 当日の体調に配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は、相談をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- キャンセルされる場合は、お早めにご連絡をお願いします。なお、事前の連絡がなくキャンセルされた場合は1回利用した扱いとなります。

※利益相反とは、一方の当事者の利益になる行為をすることが、もう一方の当事者の不利益になる状態をいいます。